

軽自動車・自動車の変更手続きはお済みですか？

他人に譲ったり、廃棄するなど、現在所有していない自動車やバイクはありませんか。また、新たに購入したり、買い替えたりしたのに、まだ登録等の手続きをしていない農耕用作業車はありませんか。

軽自動車税・自動車税は、その年の4月1日現在の名義人に課税されます。車両の登録・廃車・名義変更等は、車両の種類別に左記の窓口での手続きとなります。

区分	登録・変更・廃車手続きの窓口
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕用作業車等)	佐渡市役所 税務課 ☎63-5110 または、各支所・行政サービスセンター税務窓口
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	全国軽自動車協会連合会 新潟県事務取扱所 (新潟市東区紫竹卸新町1927番地16) ☎025-275-5704
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 (新潟市東区紫竹卸新町1927番地12) ☎050-3816-1850
二輪の小型自動車(250cc超)、普通自動車	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 (新潟市中央区東出来島14番26号) ☎050-5540-2040

○公道を走行しない(工場内や田畑でしか使用しない)車両でも、課税されます。

○現在、使用していない車両でも、所有していれば課税されます。

○例年、廃車・名義変更等の手続きが済んでいないことによるトラブルが多く発生しています。手続きをしていないと、継続して税金がかかります。手続きを業者に代行してもらうときは、手続きが完了したかどうかを代行業者に確認してください。また、引取業者へ車両の引き取りを依頼したときは、忘れずにそれぞれの窓口で廃車の手続きをしてください。

○住所が変わったら「変更登録」を行わないと納税通知書が届かない場合があります。

○身体障がい者等の減免において、4月1日現在、必要な条件が満たされていないと減免を受けられません。

お問い合わせ

○軽自動車税に関すること
市役所税務課 市民税係

☎63-51110

○自動車税に関すること

佐渡地域振興局県税部収税課
☎74-3310

(相川二丁目浜町20番地1)

ポイ捨て、不法投棄撲滅に向けて

それは佐渡金銀山世界遺産登録への第一歩です

佐渡地区廃棄物対策連絡協議会で、昨年の11月7日、羽茂村山内地区でポイ捨てごみや不法投棄ごみの大規模な撤去事業を実施しました。

現場は農道沿いのがけ下で、回収したごみは農機具やドラム缶、タイヤなどの産業廃棄物と空き缶や空きびん、弁当から、雑誌等の一般廃棄物(家庭ごみ)でした。回収量は約3tで、ごみの状態から長年に渡って投棄され続けていたことがわかります。



「ごみがごみを呼ぶ」という負の連鎖を断ち切るため、税金を使って撤去事業を実施しています。市民の皆さまには、一人ひとりが「ポイ捨てや不法投棄をしない」という強い気持ちを持っていただき、世界遺産にふさわしい佐渡であり続けるためにも、ポイ捨てや不法投棄は絶対にしないようご協力をお願いします。

お問い合わせ

市役所環境対策課クリーン推進係
☎63-3113

